

## 【埼玉県 久喜市】

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、平成30年4月1日現在、男性76,749人、女性76,965人、総人口は、153,714人である。

年齢3区分別では、14歳以下の年少人口が17,472人、その割合は全体の11.37%、15歳から64歳の生産年齢人口が91,811人、その割合は全体の59.73%、65歳以上の老年人口は44,431人、その割合、いわゆる高齢化率は28.9%である。

埼玉県平均と比較すると、本市の生産年齢人口割合は2.27ポイントのマイナス、高齢化率は3.4ポイントのプラスとなっている。

本市の産業構造は、地域経済分析システムから、5,211事業所、産業分類別の割合順では、卸売業・小売業が1,366事業所で全体の26.21%、宿泊業・飲食サービス業が561事業所、10.77%、建設業542事業所、10.44%、生活関連サービス業・娯楽業が537事業所、10.31%、製造業が471事業所、9.04%、医療・福祉が423事業所、8.12%となっている。

また、本市では、本市経済をけん引する重要な役割を担う中小企業・小規模企業の振興を図るため、平成29年4月1日に久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例を施行し、持続的に発展するまちづくりを進めている。

##### (2) 目標

本市は、地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等を踏まえ、久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例による持続的に発展するまちづくりを進めるため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業・小規模企業者の先端設備等の導入を促すことにより、更なる経済発展を目指すこととしている。これを実現するために、本市の独自の目標として、先端設備等導入計画の認定数を年間5件、3年間で15件以上とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、大多数が多様な業種の中小企業及び小規模企業で占めており、それら企業の振興を図ることが生産性の向上にも繋がるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、特定の地域に拠らず、各地域の中小企業・小規模企業が地域と調和し、暮らしやすい社会の実現に向け、地域行事に積極的にかかわるなど、地域貢献に努めていることから、本計画の対象区域は、久喜市の全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、大多数が多様な業種の中小企業及び小規模企業で占めており、それら企業の振興を図ることが生産性の向上にも繋がるため、本計画の対象業種・事業は、久喜市内事業所における全ての業種及び事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国の同意日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業であるものに関する取り組みは対象としない。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団に係る取り組みは対象としない。

本市が債権者となっている債権を滞納している者は除く。

人員削減を目的とした取組は対象としない。